

北九州市が指定する（介護予防）訪問看護事業所の出張所等 （サテライト事業所）の設置について（指針）

北九州市が指定する（介護予防）訪問看護ステーション※1とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、国の通知※2に定める要件を満たすものについて、サテライト事業所として届出を認めることとする。

※1 指定（介護予防）訪問看護事業所とは、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」第4章及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）」第4章に規定する指定（介護予防）訪問看護事業所のことをいう。

※2 国の通知とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）のことをいう。

1 設置の要件

| 事項 | 要件 |
|---------|---|
| 設置できる区域 | <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市が介護保険事業所の指定権限を有する区域であること。 ただし、都市計画法に規定する市街化調整区域など、他の法律等で規制される区域を除く。 |
| 設置主体等 | <ul style="list-style-type: none"> ・主たる事業所と同一の設置主体であること。 |
| 設 備 | <ul style="list-style-type: none"> ・サテライト事業所単独で指定訪問看護事業所としての設備基準を満たすこと。 |
| 運 営 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 ・職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他のサテライト事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、サテライト事業所の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急きよ代替要員を派遣できるような体制）にあること。 ・苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 ・事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程を定めていること。（主たる事業所とサテライト事業所で、営業日、営業時間等が異なることはできるが、それを定める運営規程は1つにまとめること。） ・人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。 ・利用者に対する看護や提供するサービスの質について、定期的に主たる事業所とサテライト事業所のスタッフによって一体的にカンファレンスが行われ、その内容について記録がなされ、全スタッフが共有すること。 |

2 人員基準

| | |
|-----------------------------|---|
| 人員 | 主たる事業所とサテライト事業所を合わせた全体 |
| 管理者（保健師 又は看護師） | 1人 |
| 看護職員（保健師、 看護師又は 准看護師） | 全体で指定（介護予防）訪問看護の人員基準を満たすこと（常勤換算方法で2.5以上となる員数）。 ただし、それぞれの事業所の人員配置は1以上とし、サテライト事業所には保健師又は看護師のいずれかを配置すること。 |
| 理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士 | 実情に応じた適当な数 |

3 設置等の手続

| | |
|-----|--|
| 設 置 | 変更届出書に関係書類を添えて、設置の日の前々月の末日までに、北九州市長に提出する。 原則1日付けでの設置（変更）とする。 現地確認を実施し、設備基準及び人員基準を確認する。 |
| 変 更 | 変更届出書に関係書類を添えて、変更後10日以内に、北九州市長に提出する。 |
| 廃 止 | 変更届出書に関係書類を添えて、廃止の日の1か月前までに、北九州市長に提出する。 |

4 適用日

平成30年4月1日から適用する。

ただし、サテライトの設置については、設置の日の前々月の末日までの受付となるため、平成30年6月1日付け以降の設置とする。